

第一類 第六号

第一百九十二回国会 衆議院 文部科學委員会議録 第五号

平成二十九年三月十五日(水曜日)

午前八時三十分開議

出席委員

委員長 永岡 桂子君

理事 上川 陽子君 理事

理事 前田 一男君 理事

理事 山本ともひろ君 理事

理事 長島 昭久君 理事

理事 あべ 俊子君 理事

安藤 裕君 理事

尾身 朝子君 理事

門山 宏哲君 理事

工藤 彰三君 理事

櫻田 義孝君 理事

田野瀬太道君 理事

駒 浩君 理事

船田 元君 理事

松本 剛明君 理事

坂本祐之輔君 理事

牧 義夫君 理事

樋口 尚也君 理事

大平 喜信君 理事

伊東 信久君 理事

文部科学大臣 理事

文部科学大臣政務官 理事

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善
を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

→

○永岡委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、去る十日に終局いたしております。

この際、本案に対し、畠野君枝君外一名から、

日本共産党提案による修正案が提出されておりま

す。

提出者から趣旨の説明を求めます。大平喜信

君。
義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案を議題といたします。

おられます。

この際、本案に対し、畠野君枝君外一名から、

日本共産党提案による修正案が提出されておりま

す。

提出者から趣旨の説明を求めます。大平喜信

君。

[本号末尾に掲載]

○大平委員 私は、日本共産党を代表して、義務教育諸学校の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案を議題といたします。

（本号末尾に掲載）

て、本動議について御説明申し上げます。案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 学校現場を取り巻く課題が複雑困難化し、教職員の長時間勤務が常態化している実態を踏まえ、教職員の働き方改革を実現するとともに教育の質を更に高めていく観点から、教職員定数の計画的な改善に努めること。また、いじめ対策や貧困による教育格差の解消など、学校が対応しなければならない新たな教育課題が増大している実態に鑑み、児童生徒に対するきめ細かで質の高い教育を実現するため、必要かつ十分な数の加配教職員が配置できるよう定数を確保すること。

二 教職員定数の計画的な改善に当たっては、小学校二年生以上においても、学級編制の標準を三十五人に引き下げるなど、平成二十三年の改正義務標準法附則第二項の趣旨の実現を期すべきこと。

三 特別支援教育の対象となる児童生徒数の増加や通常の学級における発達障害の可能性のある児童生徒への教育的な対応が求められている実態を踏まえ、特別支援教育に関する専門的な知識や技能を有する者を十分に確保するなど指導・支援体制の整備・充実に努めるここと。

四 近年その数が急増している定住外国人などの日本語指導が必要な外国人児童生徒等について、国際人権規約や児童の権利条約の趣旨を踏まえ、その希望に基づいて公立の小中学校等において受け入れ、日本語を理解し使用する能力に応じて特別な指導が確実になされ

るよう、指導教員等の養成・確保、指導体制の整備・充実に努めること。また、地域間格差が生じないよう、ICTの積極的な活用を促進するとともに、効果的な指導方法に関する情報共有等を図ること。

五 通級指導・日本語指導を必要とする児童生徒は、いわゆる小規模校を含む全国各地の学校に在籍していることに鑑み、教育の機会均等・全国的な水準確保と障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、全ての子供たちに必要な教育条件を充実させる観点から、本法施行後三年から五年を経過した段階で実態を把握し、必要な見直しを行うこと。

六 事務職員の職務に関する規定の見直しや共同学校事務室の制度化の意義について、地方公共団体に対し周知徹底すること。その際、事務職員が一定の責任を持つて主体的、積極的に学校運営に参画することにより、学校の機能強化が図られる点について理解を得るよう努めること。また、事務職員が学校運営に関わる職としてその専門性を向上するための研修の企画・実施体制を充実することとともに、共同学校事務室の設置が事務職員の人員削減につながることのないよう、基本的に一校に一人以上の事務職員の配置を確保すること。

七 学校・家庭・地域が一体となって子供たちを育む観点から、学校運営協議会制度については、同制度の持つ意義や成果について周知するとともに、十分な教職員数の配置など財政措置も含めた方策を講ずることにより教員の更なる負担増を招くことのないよう留意すること。

八 地域住民等による学校との協働活動が推進され、各地域の子供たちがその活動を通じた学びを得ることができるよう、地域学校協働活動推進員をはじめとする人材の確保、地域住民等と学校との連携体制の整備に向けた好事例の収集・普及など財政上の措置を含めた必要な支援を行うこと。

以上であります。

何とぞ御賛同くださいますようお願いを申し上げます。
○永岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
採決いたします。

○永岡委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○松野国務大臣 ただいまの附帯決議につきまして、文部科学大臣から発言を求められておりますので、これを許します。松野文部科学大臣。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、文部科学大臣から十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○永岡委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○永岡委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。
第一に、独立行政法人日本学生支援機構の目的及び業務に学資の支給を追加するものであります。
第二に、独立行政法人日本学生支援機構は、特にすぐれた学生等であつて経済的理由により修学に極めて困難があるものと認定された者に対しても学資を支給することとするものであります。
第三に、独立行政法人日本学生支援機構に、学資の支給業務に要する費用に充てるため、学資支給基金を設けることとするものであります。
このほか、所要の規定の整備を行うことといったことであります。
以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。
○永岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○松野国務大臣 日本学生支援機構法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○松野国務大臣 このたび政府から提出いたしました

件についてお詫びいたします。

対前年度比四万四千人増となります五十一萬九千人に拡充をすることとしております。

さらに、卒業後の所得に返還額が運動いたします新たな所得連動返還型奨学金制度を導入することとしております。これによりまして、所得が低い状況でも毎月最低二千円からの返還といたしますが可能となりますので、返還負担につきましても大幅に軽減されるというふうに考えているところでございます。

○尾身委員 ありがとうございました。残存適格者が少しきりと受けられるようになるなど、五万一千人という非常に大きな数の学生さんがこの奨学金の恩恵にあずかることができるという大変心強いお言葉をいただきました。

ところで、貸与型奨学金の申し込みをする際しましては、人的保証制度というものを選択する場合があります。この場合には、原則父母が当たる連帯保証人と原則父母を除く四親等以内の親族が当たる保証人という制度が必要になります。

この要件を満たす親族がない場合には、親族以外の方が保証人になれるという条件緩和の措置があります。しかし、その際にも、所得証明の提出が必要であるなど、果たして条件緩和と言えるのだろうかというような制度となっているのが現状というふうに聞いております。

一人親世帯など家族形態が多様化している中で、保証人を見つけられない子供も多いのではないかと思います。児童養護施設等の子供たちにとっては、こうした保証人制度が奨学金利用における見えない壁となつて、結果として進学を諦めさせているケースがあるのでないかという危惧さえあります。

旧態依然としたこの保証人制度は廃止にして、機関保証制度だけに統一し、保証料を引き下げるということとも一つの方法として考えられるのではないかと思います。

貸与型奨学金における保証人制度について、これらの状況を踏まえ、文部科学省の見解をお聞かせください。

○常盤政府参考人 お答え申し上げます。

奨学金に関する保証制度についてのお尋ねでございました。

この点につきましては、平成十五年に、独立行政法人日本学生支援機構法の関係で、国会の議決に当たりまして、衆議院の附帯決議がございました。その中で、「機関保証制度の創設に当たっては、人的保証との選択制とともに、奨学生の経済的な負担等に対する教育的配慮を行い、適正な運用に努めること。」ということが盛り込まれて、いるところでございます。現状におきましては、人的保証に限らず、機関保証を選択できるという仕組みになつてござります。

その中で、来年度から導入をいたします所得連動返還型奨学金制度でございますけれども、この所得連動返還型奨学金制度になりますと、返還期間が長期化をした場合、連帯保証人の返還能力が確保されなくなるおそれがあるということがござりますので、機関保証に移行するということ、また保証料の引き下げをあわせて検討すべきということが、この件について検討をしてまいりました

論の中で示されたところでございます。

このことを受けまして、文部科学省におきましては、関係機関との協議を行いまして、所得連動返還方式の選択者につきましては全員機関保証とするということと、そして、無利子奨学金全体の機関保証料につきましては全員機関保証とすることが、この件について検討をしてまいりました

所定連動返還型奨学金制度有識者会議の審議の議論の中で示されたところでございます。

このことを受けまして、文部科学省におきましては、関係機関との協議を行いまして、所得連動返還方式の選択者につきましては全員機関保証とすることが、この件について検討をしてまいりました

所定連動返還型奨学金制度有識者会議の審議の議論の中で示されたところでございます。

このことを受けまして、文部科学省におきましては、関係機関との協議を行いまして、所得連動返還方式の選択者につきましては全員機関保証とすることが、この件について検討をしてまいりました

○尾身委員 ありがとうございます。

せつかくつくった制度ですので、運用面で利用しやすい制度にするということがとても大事だと思います。ぜひとも、保証人制度につきましては、御検討を継続していただければというふうに考えております。

今回の改正により奨学金制度が充実するのはすばらしいことだと思います。一方で、奨学金制度が複雑になるため、制度の内容について学生自身がきちんと理解することが重要です。

また、高校三年生になつてから、このような制度があるので経済的に厳しくても進学ができますよと急に言われても、家庭の事情などで既にその段階で進学を諦めていた生徒にとっては、準備が間に合わないのではないかと思います。具体的に進路を考え始める時期、例えば中学三年生や高校一年生のときから生徒自身が奨学金制度の仕組みを知つていれば、大学進学を進路の選択肢の一つに加えることができるのではないかと考えます。

この制度の理解を広めるための文部科学省の取り組みについてお聞かせください。

○常盤政府参考人 お答え申し上げます。

新たな制度も含めまして、奨学金事業について、生徒や保護者、教員等に少しきりと周知を図ることは大変重要なことと認識をしております。特に、平成二十九年度からは、給付型奨学金制度や所得連動返還型奨学金制度など新しい制度が導入されることもござります。こうした内容等につきまして、文部科学省と日本学生支援機構から、教育委員会や高等学校、大学等に対し、事務連絡を発出し、周知を行つてあるところでござります。

また、二十九年度予算案においては、資金計画を含めた奨学金の利用につきまして学生等の理解を促進するための経費を計上しております。具体的には、大学等への進学のための資金計画について、返還を含めた適正な奨学金の利用への理

解を促進するスカラシップアドバイザーの派遣、学生等が進学費用のシミュレーションを行うことができるウエブサイトの開設を新たに実施することにしています。

また、御指摘ございましたけれども、中学校から高等学校に進学する早い段階から大学進学を含む進路について考えておくということは非常に重要なことです。奨学金を含む教育費の支援策を理解しておくことも大切なことと考えております。

このため、例えば、給付型奨学金について、その制度や、各高等学校で定める推薦基準を高校入学時に生徒に周知するということを各高等学校に促すなど、高等学校等とも連携をしながら、奨学金事業の周知、広報を進めてまいりたいと考えております。

○尾身委員 教育費の負担は、少子化の要因の一つとも言われています。

国立社会保障・人口問題研究所が五年置きに行つてある出生動向基本調査によれば、約半数の夫婦が、理想の子供の数は三人以上と回答しています。一方で、実際に持つつもりの子供の数は、平均すると二・〇七人となつており、理想の子供の数を下回っています。本調査によれば、理想の子供の数を持たない理由の一位は、子育て、教育にお金がかかり過ぎることです。また、子育てに係る経済的な負担として大きいと思われるものの一位は、学校教育費、大学、短大、専門学校であるという結果が出ています。

今回の奨学金制度の充実など、国として子供の教育に係る費用を積極的にサポートしていくという姿勢を国民の皆様、そして社会全体に広く御理解いただく、またお知らせするという姿勢が見られれば、経済的理由で第二子、第三子を諦めない御夫婦も、理想の子供の数を持とうと考えるようになるかもしれません。

このような取り組み、進学適齢期になつている子供やその保護者だけではなく、国民の皆様広くに、このような奨学金の充実など国の制度をぜひ

2 学資支給基金の運用によつて生じた利子その他の収入金は、学資支給基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条(第七号に係る部分に限る)の規定は、学資支給基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、学資支給基金に充てる資金を補助することができる。

(区分経理)

第二十三条の三 機構は、前条第一項に規定する業務(学資支給基金をこれに必要な費用に充てるものに限る)については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

第二十五条第一号中「又は第十七条」を「第十

七条又は第十七条の二第一項」に改める。

第三十条に次の一号を加える。

三 第二十三条の二第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して学資支給基金を運用したとき。

附則第十四条第三項中「学資金」を「学資貸与金」に、「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改め、「又は第十六条」の下に「の規定により第一種学資貸与金」を加え、「第十六条」を「若しくは第十六条の規定により第一種学資貸与金の返還を免除したとき」に改め、「第二十三条第三項」の下に「の規定により第一種学資金」を加える。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 文部科学大臣は、この法律による改正後の第十七条の二第一項の規定により文部科学省令を定めようとするときは、この法律の施行の

日前においても、財務大臣に協議することができる。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独立行政法人日本学生支援機構の規定の施行の状況を勘案し、学資の支給に係る制度の在り方に

ついて検討を加え、必要があると認めるとき

は、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

(住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「貸与」の下に「及び支給」を加える。

一 住民基本台帳法(昭和四十一年法律第八十
一号)別表第一の四十七の五の項

二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十
一年法律第二十七号)別表第一の八十一の項及
び別表第一の百六の項

理 由

大学等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与するため特に優れた学生等であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して学資を支給する業務を独立行政法人日本学生支援機構の業務に追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。